第4次大阪府スポーツ推進計画（骨子）

資料1

第1章　第4次大阪府スポーツ推進計画について

1 計画策定の趣旨・背景

（1）これまでの計画　（2）大阪府におけるスポーツを取り巻く状況　（3）まとめ
（4）計画の進捗管理

2 計画策定の視点

・第4期スポーツ基本計画の方向性を参酌しつつ、第3次大阪府スポーツ推進計画の成果と課題を踏まえる。
・府が有する地域資源や万博レガシーなど、府の強みを活用した施策を推進。
・大阪都市魅力創造戦略2030との整合性を図る。

第3次大阪府スポーツ推進計画の進捗状況及び課題整理

指標		R4	R5	R6	R7
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	大阪府	53.1%	50.6%	51.7%	50.0%
	全国	52.3%	52.0%	52.5%	51.7%
スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合	大阪府	89.8%	87.3%	79.4%	76.2%
	全国	89.9%	87.8%	80.6%	78.6%

・「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」50%、「スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合」 76.2%となり、いずれも目標値には達していないものの、全国と同様の傾向を示しており、全国平均と比較するとわずかに下回る結果となった。

第2章　計画の基本的な考え方

1 めざすべきスポーツ都市像

『スポーツで実現する持続可能な都市・OSAKA』
～誰もがスポーツを楽しみ、その価値が未来につながる大阪へ～

【めざすべきスポーツ都市の実現に向けて】
スポーツを通じて誰もがウェルビーイングを感じられる大阪をめざす
1の柱：誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪をめざす
2の柱：スポーツにより世界中の人が集まる大阪をめざす

2 スポーツに係る言葉の定義

本計画におけるスポーツ関連用語の統一的な理解を図るため、スポーツにおける言葉の定義を行う

3 「目標値」等の設定

指標	目標値	達成をめざす時期
スポーツに参画（する・みる・ささえる）した府民の割合	100%	令和13年度末

参考指標
「体育の授業で、運動やスポーツに取り組むときに自ら「やってみたい」と思うときがある」と答える児童・生徒の割合
「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合
休日の学校部活動の地域連携・地域展開を行っている市町村数
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率
成人の年1回以上のスポーツ観戦率
成人の年1回以上「運動・スポーツをささえる活動」を行った割合
スポーツを通じた「つながり」で「充実感」「幸福感」を感じた割合
大阪府障がい者スポーツ大会における参加者数
「スポーツ大阪」へのセッション数
大阪スポーツプロジェクト公式SNS（X・Instagram）のフォロワー数
大阪府にゆかりのある主なスポーツチームの年間主催試合での観戦者合計
大阪マラソンの外国人エントリー数

第3章　1の柱「誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪の実現」

1 ライフステージに応じた機会の提供

【目標】　世代ごとに途絶えることのないよう、子ども期から運動・スポーツが楽しいと感じ、運動・スポーツを続けたいと思えるような取組みを通して、一人ひとりが自分にあった運動・スポーツを継続できることをめざす
【施策の方向性】
子ども期（～17歳）
・スポーツの楽しさを体験することが重要であり、その体験が途切れないような工夫をする
・部活動改革については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）を踏まえ改訂した「大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和8年8月）に基づき、地域の実情を踏まえながら進める
・大規模スポーツ大会等の開催を活用すること、また、オリンピアン・パラリンピアン等の実技指導や講話を通じて、スポーツの楽しさを子どもたちに伝え、次世代の育成を図る
子育て・働き盛り期（18～59歳）、高齢期（60歳～）
・「する」「みる」「ささえる」いずれにおいても、自分に合った形で気軽にスポーツに触れることができるようなスポーツ情報の発信、スポーツを楽しめるきっかけとなる機会や環境づくりに向け取り組む
・子育て・働き盛り期を対象とした取組みの推進については、スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援を検討する等民間企業と連携する
・高齢者が無理なくスポーツを継続していくことや、スポーツを通じて他の世代と触れ合い、地域での居場所や生きがいを創出していく観点からも取り組む

2 スポーツに親しむ機会の創出による心身の健康

【目標】スポーツに親しむ機会を創出することで、心身の健康の維持向上をめざす
【施策の方向性】
・誰もが、健康で活き活きとした生活を送ることができるよう、スポーツによる健康づくりに取り組む
・スポーツと健康分野等が緊密に連携する

3 スポーツ環境づくりによる共生社会の実現

【目標】障がいの有無、年齢、言葉、文化の違いを超え、スポーツの持つ多様な「楽しさ」をいかした交流の場づくりや、コミュニケーションの活性化等による共生社会の実現をめざす
【施策の方向性】
・障がい者スポーツ施設の運営や利用促進、パラリンピアン等の派遣、施設情報の見える化等を通じたパラスポーツの理解促進等に取り組む
・障がい者がスポーツの魅力を体験できる機会を充実させるとともに、障がいの有無や身体機能の違いにかかわらず、それぞれの状況に応じてスポーツの価値を享受できる環境づくりを進める
・障がいの有無、性別、年齢、国籍、言語等にかかわらず、誰もがスポーツに参加し、ともに楽しむ環境づくりを進める
・府民が身近な場所で気軽にスポーツにアクセスして習慣的にスポーツを楽しめるようよりよい環境づくりに取り組む
・スポーツをささえる組織や人材の育成、総合型地域スポーツクラブを支援する

4 スポーツコミッションによる生涯スポーツの推進

【目標】民間・地域と連携した持続可能なスポーツ提供体制をめざす
【施策の方向性】
・大阪スポーツコミッションの取組を通じ、府民へスポーツを楽しめる時間と場所を提供し、生涯スポーツを推進する
・大阪スポーツコミッションによるトップスポーツチームや、企業等との連携によるスポーツを楽しめる体験型のイベントなど、様々な魅力的なコンテンツを創出する



第4次大阪府スポーツ推進計画（骨子）

第4章　2の柱「スポーツにより世界中の人が集まる大阪の実現」



1　大規模スポーツイベント等の開催による賑わい創出

【目標】大阪・関西万博のレガシーを継承し、国際大会などの大規模スポーツ大会の開催等により、高まる観光需要を取り込み、さらなる交流人口の拡大を図ることで、地域経済活性化をめざす

【施策の方向性】

・大規模な国際スポーツイベントであるワールドマスターズゲームズ2027関西の開催を契機として、国内外からの誘客を促進するとともに、大阪の賑わいを加速させる

・ワールドマスターズゲームズ2027関西への参画や交流を通じて、府民が国際スポーツ大会に触れる機会を創出するなど、大阪・関西万博で培われた共創の理念を継承しながら、地域への愛着や府民であることへの誇り（シビックプライド）の醸成を図る

・国際大会の開催効果を一過性のものとせず、開催後もスポーツツーリズムや地域イベント等へつなげることで、継続的な誘客と地域活性化を図る

2　多様な地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進

【目標】　スポーツを核とした事業により、国内外から人を呼び込む

【施策の方向性】

・府が有する観光、食、健康等の要素を融合させたスポーツツーリズムを推進する

・国際大会をはじめとする大規模スポーツ大会や大阪マラソン等の開催などにより、国内外からの誘客を促進し、大阪の都市魅力を発信する

・誰もが気軽に参加できるアウトドアスポーツイベント等を実施し、スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化を図る

・非日常感のあるスポーツイベントを開催するなど、府が有する多様なスポーツ資源を活かした、「みる」スポーツから「する」スポーツまで様々なスポーツ機会の提供により大阪の都市ブランド力の向上を図る

3　スポーツによる活力あるまちづくり

【目標】 民間・地域と連携した持続可能なまちづくりを推進する

【施策の方向性】

・大阪・関西万博で培われた共創の理念を継承し、地域や企業、スポーツ関係団体、住民等の多様な主体が連携し、地域の魅力を創出し、それらを発信する取組を推進し、交流人口の拡大を図る

・大規模アリーナ・スタジアムを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ等の拠点形成に取り組むことでスポーツによる活力あるまちづくりをめざす

・トップスポーツチーム等と連携した試合観戦や、チームの競技施設等を活用したイベント等、多彩なコンテンツの創出により、活力あるまちづくりを推進する

・大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）を中心として、市町村、大阪観光局、スポーツ団体、民間事業者等と連携し、スポーツツーリズムの推進や地域活性化、交流人口の拡大に取り組む

4　産業連携等によるスポーツを通じた地域の活性化

【目標】産業連携を図ることでスポーツ市場拡大をめざす

【施策の方向性】

・スポーツ産業振興の取組を推進する大阪商工会議所等多様な主体との連携強化、他産業との融合による新たなビジネス創出を促進する

・トップスポーツチームや企業等と連携し、試合観戦と組み合わせた地域周遊プログラムの広域展展開などにより地域の活性化を図る

第5章　スポーツ施策の推進体制等の強化

1　情報発信の強化

・計画自体を幅広く周知する

・「スポーツ大阪」への情報を集約する

・パラスポーツや健康づくり等関連情報とのリンクによる情報を一元的に発信する

・トップスポーツチームや大阪観光局等の関係機関と連携する

・魅力的なコンテンツの作成やSNSの活用により府民へ情報発信を推進する

2　連携体制の強化

・庁内の連携体制を強化する

スポーツ担当部局をはじめ、大阪府スポーツ施策推進会議の場等を活用し、関係部局が連携して施策を推進する

・外部との連携強化

大阪スポーツコミッションの取組を中心に、市町村・経済団体・大学・企業等外部の多様な主体と連携して施策を推進する

3　財源の確保

・計画に基づくスポーツ施策を確実に実施していくため、安定的な財源の確保に努めるとともに、多様な財源のあり方について検討する

資料１

第4次大阪府スポーツ推進計画

（答申案たたき台）

『スポーツで実現する持続可能な都市・OSAKA』

～誰もがスポーツを楽しみ、その価値が未来につながる大阪へ～

目次

第1章　第4次大阪府スポーツ推進計画について 1
　1　計画策定の趣旨・背景 1
　2　計画策定の視点 2
　3　計画期間 12
第2章　計画の基本的な考え方 13
　1　めざすべきスポーツ都市像 13
　2　スポーツに係る言葉の定義 16
　3　「目標値」等の設定 17
第3章　1の柱　誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪の実現 20
　1　ライフステージに応じた機会の提供 20
　2　スポーツに親しむ機会の創出による心身の健康 23
　3　スポーツ環境づくりによる共生社会の実現 24
　4　スポーツコミッションによる生涯スポーツの推進 26
第4章　2の柱　スポーツにより世界中の人が集まる大阪の実現 27
　1　大規模スポーツイベント等の開催による賑わい創出 27
　2　多様な地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進 28
　3　スポーツによる活力あるまちづくり 29
　4　産業連携等によるスポーツを通じた地域の活性化 30
第5章　スポーツ施策の推進体制等の強化 31
　1　情報発信の強化 31
　2　連携体制の強化 31
　3　財源の確保 31
参考資料 32

第1章　第4次大阪府スポーツ推進計画について

1　計画策定の趣旨・背景

（1）これまでの計画

・本府では、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）に基づく地方スポーツ推進計画として、平成 24（2012）年4月に、それまでの「大阪府生涯スポーツ社会づくりプラン」を踏まえ、「大阪府スポーツ推進計画」を策定した。

・平成 29（2017）年 12 月には、その後継計画となる「第2次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた都市魅力の創造をさらに進めるため、スポーツの魅力に触れる体験イベントの開催、スポーツ情報の発信、トップスポーツチームとの連携等計画に基づくスポーツ施策の実施に取り組んできた。

・令和4（2022）年3月には、「第3次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、新型コロナウイルスが流行する中でもスポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪をめざし、生涯スポーツの振興とスポーツツーリズムの推進に取り組んできた。

・令和6（2024）年3月には、社会的な状況の変化を踏まえつつ、基本理念の実現に向けて、さらに、次期（第4次）計画の策定につなげるため、「第3次大阪府スポーツ推進計画」の改訂を行い、幅広い視点からスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項となる指標及び目標値を設定した。

（2）大阪府におけるスポーツを取り巻く状況

・スポーツは、心身の健康の保持・増進に寄与するのみならず、誰もが楽しみながら参加できる活動として、地域における交流の促進、活力の創出、さらには観光振興や経済波及効果をもたらすなど、社会全体に影響を及ぼす多面的な価値を有している。本府においても、これまでスポーツを通じた府民の健康づくりや地域の活性化に取り組んできた。

・一方、近年の少子高齢化の進行や人口構造の変化、ライフスタイルの多様化により、運動・スポーツを取り巻く環境は大きく変化している。特に、働き世代を中心とした運動習慣の二極化や、高齢期における健康寿命の延伸と介護予防への対応など、世代や状況に応じたスポーツ施策の必要性が高まっている。

・また、本府は、大都市としての都市機能と、山・川・海といった多様な自然環境を併せ持ち、府内各地に公園や河川空間、湾岸エリアなど、スポーツに活用可能なフィールドが存在している。これらの地域資源を活用したアウトドアスポーツや参加型イベントは、府民のスポーツ実施率向上に資するだけでなく、府内外からの来訪者を呼び込み、地域の魅力向上や交流人口の拡大につながる可能性を有している。

・さらに、2025 年大阪・関西万博の開催により、大阪には国内外から多くの来訪者が訪れ、本府の魅力や観光資源が広く発信される機会となった。万博を契機として高まった大阪への注目や観光需要は、今後の地域振興や観光振興を考える上で重要な要素となっている。

・加えて、本府では今後、大規模アリーナ等の開業が予定されており、国内外のスポーツ大会やエンターテインメントイベントの開催拠点として期待が高まっている。さらに、令和 9（2027）年には「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」が開催され、本府においても競技参加者や観戦者をはじめとする多くの来訪者が見込まれ

る。このようなスポーツを取り巻く環境の変化は、多様なスポーツ機会の創出や交流人口の拡大、さらにはスポーツツーリズムの推進など、新たな可能性をもたらすものとなっている。

（3）まとめ

これまでの計画を継承するとともに、新しい時代に対応したスポーツ施策の具体的な方向性を定め、スポーツ施策を戦略的に実施していくことが重要かつ必要である。そのため、第3次大阪府スポーツ推進計画をさらに発展させ、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、「第4次大阪府スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

（4）計画の進捗管理

・本計画の推進にあたっては、大阪府スポーツ推進審議会大阪府スポーツ推進計画部会において、進捗管理を行う。

2 計画策定の視点

（1）第3次大阪府スポーツ推進計画の進捗状況

第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】において、令和8年度までに「20 歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」は 70%、「スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合」は 100%を目標値として、各種施策等に取り組んできた。令和7年度における進捗状況は、「20 歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」50%、「スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合」76.2%となり、いずれも目標値には達していないものの、全国と同様の傾向を示しており、全国平均と比較するとわずかに下回る結果となった。

【第3次大阪府スポーツ推進計画に係る目標値等】

指標	目標値	達成をめざす時期
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	70%	令和8年度末
スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合	100%	令和8年度末

【「スポーツ実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）結果】

指標		R4	R5	R6	R7
20 歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	大阪府	53.1%	50.6%	51.7%	50.0%
	全国	52.3%	52.0%	52.5%	51.7%
スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合	大阪府	89.8%	87.3%	79.4%	76.2%
	全国	89.9%	87.8%	80.6%	78.6%

（2）課題整理

（ア）スポーツを「する」

・令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）をもとに、第3次大阪府スポーツ推進計画の課題整理を行った。「20 歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」は、第3次大阪府スポーツ推進計画

の初年度である令和4（2024）年度から 3.1 ポイント減少した。また、計画期間中の推移は、全国における推移と同様の傾向であった。

・年代別には、20～40 代の実施率が特に低く、子育て・働き盛り期のスポーツ離れが顕著となっていることから、スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援を検討する等民間企業と連携した取組が必要である。また、性別で見ると女性 20～40 代にかけては実施率が 30%台にとどまっており、他の世代と比較して著しく低い水準にある。このことは、育児・家事・就業との両立や、スポーツ参加に対する心理的ハードルの高さなどが影響している可能性があることから、女性のスポーツ実施率を底上げすることが必要である。

・一方で、70 代においては男女ともに実施率が高い水準にあり、特に女性 70 代では 69.1%と最も高い値を示していることから、適切な環境や機会が確保されれば、スポーツ実施は十分に定着することが示唆される。

（年代別スポーツ実施率【週1日以上】）　（%）

（全体）	R7		R6		R5	
	全国	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府
全年代平均	51.8	50.2	52.7	51.6	52.1	50.6
10 代	59.0	62.3	57.6	46.9	55.6	53.2
20 代	49.6	43.8	49.3	46.9	49.4	49.3
30 代	45.7	43.5	46.2	46.3	44.5	45.9
40 代	46.2	44.5	45.9	44.1	46.5	47.6
50 代	47.4	48.4	48.6	48.0	46.8	42.7
60 代	55.1	53.2	55.9	56.8	56.9	52.4
70 代	65.1	65.6	68.2	68.2	67.3	66.5
20 歳以上平均	51.7	50.0	52.5	51.7	52.0	50.6

出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を基に作成

（%）

（男性）	R7		R6		R5	
	全国	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府
全年代平均	55.2	51.4	55.8	55.8	54.9	52.8
10 代	65.8	66.7	63.1	53.3	62.9	44.8
20 代	56.4	52.6	54.6	50.8	54.6	52.8
30 代	51.6	50.0	51.3	54.0	49.8	48.2
40 代	50.9	49.6	51.6	50.2	51.1	51.7
50 代	49.9	45.9	51.1	54.0	49.3	47.1
60 代	56.6	48.7	56.7	57.6	55.8	55.0
70 代	65.8	62.0	69.1	69.5	68.6	65.7
20 歳以上平均	55.0	51.1	55.6	55.8	54.7	52.9

出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を基に作成

（%）

（女性）	R7		R6		R5	
	全国	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府
全年代平均	49.0	49.5	49.6	47.9	49.4	48.6
10 代	54.3	60.7	51.9	41.2	49.8	60.6
20 代	43.5	36.0	43.9	43.0	43.9	46.1
30 代	40.3	37.1	41.0	39.0	38.9	43.3
40 代	41.9	39.4	40.0	38.3	41.7	43.7
50 代	45.1	51.2	46.0	42.8	44.3	38.3
60 代	53.8	57.0	55.2	55.9	57.9	50.2
70 代	64.7	69.1	67.4	67.3	66.2	67.1
20 歳以上平均	48.8	49.3	49.6	48.0	49.4	48.3

出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を基に作成

【実施希望率と実施率との差】

・本府における運動・スポーツ実施状況を見ると、週 1 日以上の実施率は 50.0%であるのに対し、実施希望率は 55.7%となっており、5.7 ポイント乖離している。このことから、府民の中には「運動・スポーツを行いたいが、実施できていない層」が一定割合存在していることが明らかである。

・性別に見ると、男性は 6.4 ポイント、女性は 4.8 ポイントの差となっており、特に男性において潜在的な未実施層が多い状況にある。

・また、年代別に見ると、女性 20 代では実施希望率 44.6%に対し実施率は 36.0%と、8.6 ポイントの乖離が生じており、全世代の中で最も大きなギャップとなっている。さらに、男性 30 代においても 7.8 ポイントの差が見られるほか、男性 50～70 代においても 6 ポイント以上の乖離しており、子育て・働き盛り期から高齢期に至るまで誰もが参加できるようなスポーツ実施機会の創出が求められる。

（年代別スポーツ実施希望率）　（%）

		運動・スポーツ実施希望率（週1日以上計）	運動・スポーツ実施率（週1日以上計）	実施希望率と実施率の差
20歳以上全体		55.7	50.0	5.7
性別	男性（20歳以上）	57.5	51.1	6.4
	女性（20歳以上）	54.1	49.3	4.8
性年代	男性20代	57.7	52.6	5.1
	男性30代	57.8	50.0	7.8
	男性40代	55.1	49.6	5.5
	男性50代	52.4	45.9	6.5
	男性60代	55.3	48.7	6.6
	男性70代	69.2	62.0	7.2
	女性20代	44.6	36.0	8.6
	女性30代	41.1	37.1	4.0
	女性40代	44.8	39.4	5.4
	女性50代	56.1	51.2	4.9
	女性60代	59.4	57.0	2.4
	女性70代	73.0	69.1	3.9

出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を基に作成

【実施理由と阻害要因】

・本府における運動・スポーツの実施理由を見ると、「健康のため」が72.1%と最も高く、次いで「体力増進・維持のため」（51.0%）、「運動不足を感じるから」（38.1%）、「筋力増進・維持のため」（36.6%）などが上位を占めており、健康維持・体力向上といった動機に強く支えられていることが分かる。
・一方で、「楽しみ・気晴らしとして」（30.6%）や「友人・仲間との交流として」（8.6%）といった、スポーツの持つ社会的・心理的価値を要因とする割合は相対的に低く、スポーツが日常生活における習慣として十分に定着しているとは言い難い状況にある。
・また、性別による違いを見ると、「美容のため」は女性が10.9%で男性の2.0%を大きく上回るなど、女性は美容や生活充実といった側面を含めた多様な動機を有しているのに対し、男性は「体力」「筋力」「自己向上」など機能的動機が中心となっていることから、対象に応じた多様な動機付けが必要である。
・次に、運動・スポーツの実施を妨げる要因を見ると、「仕事が忙しいから」（25.9%）、「面倒くさいから」（22.7%）が上位を占めており、時間的制約および心理的ハードルが大きな障壁となっている。特に男性においては「仕事が忙しいから」が30.5%と突出しており、働き盛り期における時間確保が最も大きな課題である。
・一方、女性では「面倒くさいから」（26.1%）、「家事が忙しいから」（16.9%）、「育児が忙しいから」（8.1%）といった生活負担に起因する要因が高くなっており、家庭・生活環境と両立可能なスポーツ機会の充実が求められる。

・さらに、「体が衰えたから」（14.6%）や「病気やけがをしているから」（5.2%）といった身体的制約に加え、「お金に余裕がないから」（7.2%）、「場所や施設がないから」（4.3%）など、経済的・環境的要因も一定程度存在している。
・加えて、「運動・スポーツが嫌いだから」（8.6%）という回答も一定数存在しており、これは従来型の競技志向・技能志向のスポーツに対する心理的抵抗感が背景にあると考えられる。

（運動・スポーツを実施した理由）　（%）

実施理由	全体	男性	女性
健康のため	72.1	72.0	72.2
体力増進・維持のため	51.0	51.8	50.5
運動不足を感じるから	38.1	36.4	39.9
筋力増進・維持のため	36.6	38.7	34.6
楽しみ・気晴らしとして	30.6	29.6	31.7
肥満解消、ダイエットのため	19.2	16.4	22.2
友人・仲間との交流として	8.6	7.7	9..5
美容のため	6.4	2.0	10.9
自己の記録や能力を向上させるため	6.2	8.0	4.4
精神の修養や訓練のため	5.4	6.5	4.4
家族のふれあいとして	4.0	3.3	4.7

出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を基に作成

（運動・スポーツの実施阻害要因）　（%）

阻害要因	全体	男性	女性
仕事が忙しいから	25.9	30.5	21.6
面倒くさいから	22.7	19.2	26.1
体力が衰えたから	14.6	14.2	15.0
家事が忙しいから	13.3	9.4	16.9
お金に余裕がないから	7.2	5.8	8.7
生活や仕事で身体を動かしているから	6.3	5.1	7.4
運動・スポーツが嫌いだから	8.6	5.5	11.9
病気やけがをしているから	5.2	5.1	5.5
場所や施設がないから	4.3	4.1	4.4
育児が忙しいから	6.6	5.1	8.1
仲間がいないから	4.0	4.3	3.7
運動・スポーツ以上に大切なことがあるから	4.3	4.1	4.4
十分に実施しているから	4.9	5.1	4.8
介護に忙しいから	2.3	2.2	2.5
指導者がいないから	0.9	1.1	0.7

出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を基に作成

（課題整理）
・20～40 代（子育て・働き盛り期）の実施率が特に低いことから、スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援等民間企業と連携した取組の推進
・誰もが気軽に参加できるスポーツ環境整備
・健康や仲間との交流をきっかけとした運動習慣化の促進
・スポーツ参画への抵抗感をなくすため、競技性の少ない楽しむスポーツの推進

（イ）スポーツを「みる」

・本府におけるスポーツ観戦の状況を見ると、この 1 年間に直接現地でスポーツを観戦した府民は 22.8%にとどまっており、77.2%が現地で観戦していない。一方で、TV・インターネットを通じて観戦した割合は 61.8%となっており、スポーツ観戦は現地よりもメディアを通じた視聴が中心となっている。
・性別で見ると、現地での観戦割合は男性 29.6%に対し女性 16.5%と大きな差が見られ、女性において現地でスポーツを観戦する機会が限定的であることが明らかである。また、TV・インターネット観戦についても、男性 69.3%、女性 55.2%と差があり、女性がスポーツ観戦に関心を持つきっかけが求められる。
・次に、スポーツ観戦理由を見ると、「そのスポーツが好きだから」が 39.4%と最も高く、次いで「応援しているチームがあるから」（16.6%）、「応援している選手がいるから」（11.5%）となっていることから、スポーツ観戦は、特定の競技やチーム、選手に対する強い関心や愛着を有する層によって支えられている状況にある。
・一方で、「友人や家族に誘われたから」（5.2%）、「家族・友人が出場していたから」（1.4%）、「チケットがあったので」（1.6%）といった、周囲とのつながりや偶発的な機会をきっかけとする観戦理由は低水準にとどま

っている。また、「そのスポーツを実施しているから」（5.3%）や「以前そのスポーツを実施していたので」（5.4%）といった、自らのスポーツ実施経験とスポーツ観戦が結びついている割合も低く、「する」スポーツと「みる」スポーツの連動が図られていない。

・さらに、「暇つぶしのため」（9.0%）や「なんとなく・たまたま」（8.9%）といった理由が一定数見られる一方で、ストレス発散（3.5%）など、心身のリフレッシュや生活の質向上を目的とした観戦動機は限定的であり、スポーツ観戦の持つ多様な価値の発信が必要である。

（この1年間のスポーツ観戦割合）　（%）

	全体	男性	女性
直接現地で見た	22.8	29.6	16.5
直接現地で見なかった	77.2	70.4	83.5
TV・インターネットで見た	61.8	69.3	55.2
TV・インターネットで見なかった	68.2	30.7	44.8

（観戦理由）　（%）

そのスポーツが好きだから	39.4
そのスポーツを実施しているから	5.3
以前そのスポーツを実施していたので	5.4
応援しているチームがあるから	16.6
応援している選手がいるから	11.5
暇つぶしのため	9.0
ストレス発散のため	3.5
友人や家族に誘われたから	5.2
家族・友人が出場していたから	1.4
チケットがあったので	1.6
なんとなく・たまたま	8.9
その他	0.3
わからない	1.9

（課題整理）

・スポーツ観戦に関心が薄い層も関心が持てるようなきっかけづくり

・幅広くスポーツに関わる府民を増やすためスポーツの持つ多様な価値の発信

（ウ）スポーツを「ささえる」

・本府におけるスポーツ参画のうち、「ささえる」活動については、参加の広がりと継続性の両面に課題が見られる。

・まず、「この 1 年間にスポーツや選手を応援した頻度」において、何らかの応援を行った割合は 48.3%と一定程度存在するものの、「この 1 年間に応援したチームや選手はなかった」が 51.7%と過半数を占めてお

り、スポーツとの関わり自体が希薄な層が多い。一方で、「テレビやインターネット等での観戦等、直接的ではないが応援活動を行った」（22.7%）など、間接的な関与はある程度見られることから、潜在的な関心層を主体的な支援活動へつなげることができていない。

・次に、実際の「ささえる」活動の実施状況を見ると、何らかの「ささえる」活動を行った者は 18.9%にとどまり、81.1%が「行っていない」と回答している。実施内容についても、指導者（2.6%）、トレーナー（1.3%）、大会運営（1.8%）など、いずれの項目も低水準であり、活動の裾野拡大が課題となっている。特に、日常的な運営や継続的な関与が求められる活動については担い手の確保が求められる。

・一方で、「ささえる」活動を実施した人に着目すると、その頻度は「日常的・定期的に行った」が 42.6%、「不定期に行った」が 53.2%となっており、一定割合で継続的に関わる層が存在している。このことから、既存の実践者は一定の活動意欲を有しているものの、活動機会や環境の整備が十分でないために、継続的かつ安定的な関与に結びついていない可能性がある。

・さらに、「ささえる」活動を行うきっかけや、継続する動機については、「好きなスポーツの普及・支援」（14.2%）や「特に動機づけは必要ない」（14.2%）に加え、「地域での居場所・役割・生きがい」（8.4%）、「出会い・交流の場」（9.8%）など、社会的なつながりや自己実現に関する要素が一定の割合を占めている。一方で、「どんなきっかけや動機づけがあっても、しない・できない」が 26.2%、「わからない」が 27.7%と高く、「ささえる」活動に対する関心や理解が十分に浸透していない層が多いことも明らかである。

（この1年間に「スポーツ選手」を応援した頻度）　（%）

1 試合等での直接観戦やグッズの購入、寄付等、積極的に応援活動を行った	8.9
2 テレビやインターネット等での観戦等、直接的ではないが応援活動を行った	22.7
3 1,2のような応援活動は行っていないが、とても応援していた	6.6
4 1,2のような応援活動は行っていないし、少しだけ応援していた	10.0
5 その他	0.1
6 この1年間に応援したチームや選手はなかった	51.7

（この1年間に行った「ささえる」活動）　（%）

運動・スポーツの指導（コーチ）	2.6
トレーナー	1.3
スポーツの審判	1.3
スポーツクラブ・団体の運営や世話	1.5
スポーツ施設の管理の手伝い	1.3
大会・イベントの運営や世話	1.8
自身やお子様が所属するスポーツ団体やクラブでの補助的な活動	2.0
スポーツ団体・選手への寄付・クラウドファンディング等への参加	07
その他	0.1
行っていない	81.1
わからない	10.5

（この1年間に「ささえる」活動を行った頻度）（%）

日常的・定期的に行った	42.6
不定期に行った	53.2
わからない	4.3

（「ささえる」活動を行うきっかけや、継続する動機）　（%）

好きなスポーツの普及・支援	14.2
地域での居場所、役割、生きがい	8.4
出会い、交流の場	9.8
指導、大会運営スキルの取得・活用	2.0
社会貢献	4.1
顕彰や表彰	1.3
その大会・クラブ等への家族・友人の参加	7.0
実費程度の報酬	4.9
特に動機づけは必要ない	14.2
その他	0.6
どんなきっかけや動機づけがあっても、しない・できない	26.2
わからない	27.7

（課題整理）

・テレビやインターネットで応援している潜在的な関心層を主体的な支援活動へつなげる

・指導者、トレーナー、大会運営など日常的な運営や継続的な関与が求められる活動の担い手を確保する

・継続的かつ安定的な関与ができるような「ささえる」活動機会創出や環境を整備する

・「ささえる」活動に対する関心や理解が不十分な層へ普及する

（3）計画策定にあたっての留意事項

計画の策定にあたっては、以下の項目に留意する。

（ア）持続可能な開発目標（SDGs）

・持続可能な開発目標（SDGs）（以下「SDGs」という。）に関して、スポーツの力を活用して、持続可能な社会の実現に貢献していくにあたり、特にスポーツの力が活かせると考えられるのは以下の4つのゴールである。
・「3 健康と福祉」「4 教育」「11 持続可能な都市」「17 パートナーシップ」については、府民の健康で活き活きとした生活の実現や人とまちの活性化、また、健康増進、人と人の交流など、スポーツの重要な価値にかかわるゴールとして、積極的にスポーツの力を活用して取り組む。



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



住み続けられる
まちづくりを



パートナーシップで
目標を達成しよう

・また、スポーツを通じて SDGs の達成に貢献していくにあたり、他のゴールにも配慮した取組が求められる。例えば、障がい者スポーツの推進においては、共生社会の実現をめざす観点から「10 不平等」が、人の移動を伴うスポーツツーリズムの推進においては、世界的な脱炭素化の観点から「13 気候変動」が、配慮すべきゴールとしてあげられる。
・幅広い分野にかかわり、波及効果も大きいスポーツには、SDGsの視点からも、府民や企業の行動を変えていく社会的役割が期待される。



人や国の不平等
をなくそう



気候変動に
具体的な対策を

持続可能な開発目標（SDGs）について

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことが宣言されている。



（イ）第4期スポーツ基本計画

・本計画の策定にあたっては、国の「第4期スポーツ基本計画」を参酌する。同計画は、スポーツを「する、みる、ささえる」といった多様な関わりを通じて、個人の豊かな生活の実現に加え、健康増進、共生社会の実現、地方創生・まちづくり、経済活性化といった社会課題の解決に資するものとして位置付けている。また、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ環境の整備、地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進、デジタル技術の活用、持続可能で包摂的なスポーツ環境の構築等を重要な施策の方向性として掲げている。
・本計画においては、これらの基本的な考え方や施策の方向性との整合を図りながら、本府の地域特性や課題を踏まえ、スポーツを通じた地域活性化及び府民の健康増進、ウェルビーイングの向上のための施策を総合的かつ計画的に展開するものとする。

（ウ）大阪都市魅力創造戦略 2030

・大阪都市魅力創造戦略とは、世界的な創造都市の実現に向けて、観光・国際交流・文化・スポーツ分野において、人々を惹きつける「都市魅力」を創造することにより国内外からの誘客・交流拡大につなげ、国際都市にふさわしい賑わいをもたらすとともに、大阪の都市としての魅力を高めていくための大阪府・大阪市共通の戦略である。
・大阪都市魅力創造戦略 2030 では、「スポーツによる活力あふれる都市」をテーマ別の取組のひとつとして位置付けており、同戦略と整合性を図りつつ、スポーツ施策の推進に取り組む。

3 計画期間

計画期間は、令和9（2027）年度から令和 13（2032）年度までの5年間とする。

第2章　計画の基本的な考え方

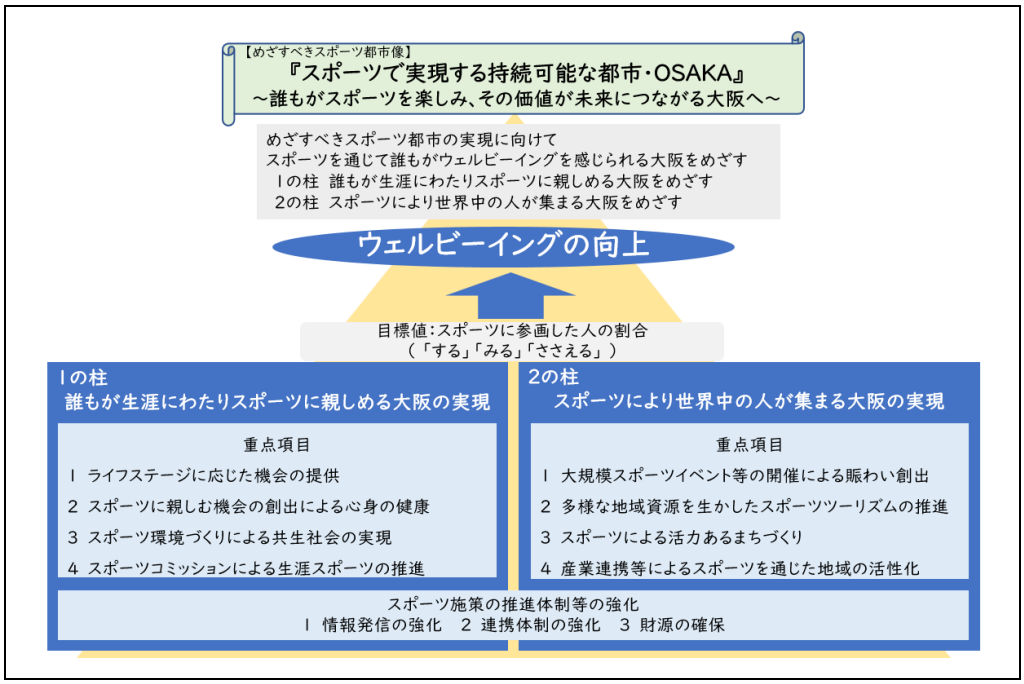
Ⅰ　めざすべきスポーツ都市像

『スポーツで実現する持続可能な都市・OSAKA』

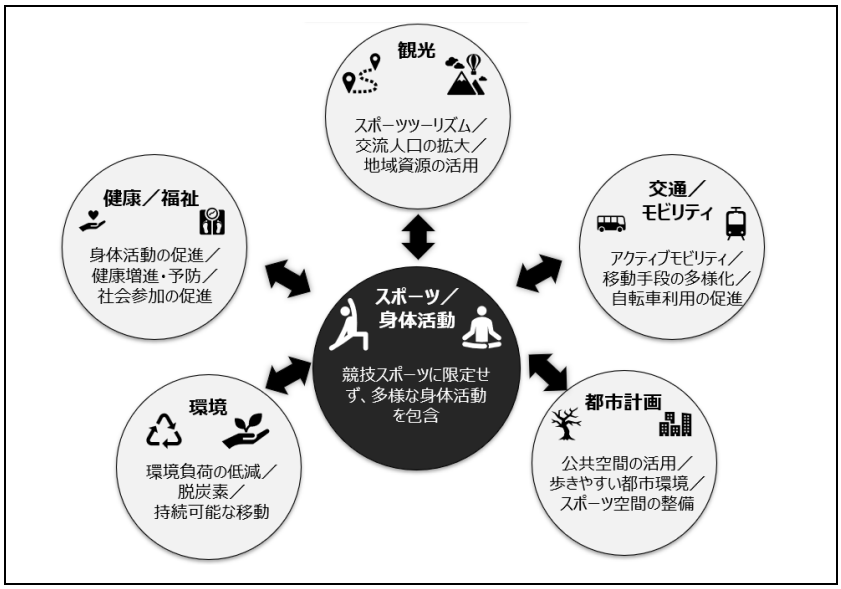
～誰もがスポーツを楽しみ、その価値が未来につながる大阪へ～

・スポーツは、健康の保持・増進、人と人とのつながりの創出、地域ネットワークの形成、生きがいづくり、多様な人々が支え合う共生社会の実現など、多面的な価値を有している。
・これらの価値は、府民一人ひとりのウェルビーイングの向上につながるものであり、その積み重ねが地域の活力や魅力を高め、「持続可能な都市・OSAKA」の実現に寄与する。
・本計画では健康の保持・増進のみならず、人との交流や仲間づくり、地域とのつながり、スポーツを楽しむことによる充実感や感動など、スポーツが持つ多面的な価値を重視する。
・また、本計画における「持続可能な都市」とは、スポーツのみで実現するものではなく、健康、福祉、教育など様々な分野が連携しながら実現するものである。
・府民誰もがライフステージに応じてスポーツに親しみ、健康や生きがい、人とのつながりなどスポーツの価値を享受することで、一人ひとりのウェルビーイングの向上につなげる。
・さらに、本府には、豊かな食文化や自然環境、歴史・文化資源、多様な都市機能など全国に誇る地域資源が存在しており、2025 年大阪・関西万博は、人と人、人と地域、そして未来をつなぐ大きな契機となった。
・こうした大阪固有の資源と、2025 年大阪・関西万博のレガシーの継承やワールドマスターズゲームズ 2027 関西等の国際的なスポーツイベントの開催により、新たなスポーツの価値を創造し、その価値を地域社会や次世代へ継承しながら、持続可能なまちづくりをめざす。
・また、大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ 2027 関西等を契機として、多様な主体が共創しながら地域の魅力を高め、国内外との交流を促進することで、活力ある地域社会の形成をめざす。
・加えて、万博のレガシーをスポーツ分野に継承し、今後開催される国際大会をはじめとした大規模スポーツイベントや、開業予定の大規模アリーナを活用したスポーツイベント等の成功へとつなげることで、世界中の人が集まる大阪をめざす。
・本計画においては、「誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪の実現」と「スポーツにより世界中の人が集まる大阪の実現」の2つの柱を立て、府民のウェルビーイング向上と地域社会の活性化を図り、その価値が次世代へ継承される「持続可能な都市・OSAKA」の実現をめざす。
・なお、近年はデジタル技術の進展により、バーチャルスポーツなど新たなスポーツ参加の形態も生まれている。
・本府においても、多様な人々がスポーツの価値を享受できるよう、新たなスポーツの可能性を踏まえながら施策を推進するとともに、スポーツの価値を享受する方法は多様であり、個々の身体状況や生活環境に応じた参加のあり方を尊重する。
・こうした人の豊かさと地域社会の活力が好循環することで、スポーツが日常に根づき、その価値が次世代へ継承される「持続可能な都市・OSAKA の実現」をめざす。

（全体構成）



（スポーツ都市像（イメージ図））



めざすべきスポーツ都市の実現に向けて

スポーツを通じて誰もがウェルビーイングを感じられる大阪をめざす
1の柱 誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪をめざす
2の柱 スポーツにより世界中の人が集まる大阪をめざす

スポーツを通じて誰もがウェルビーイングを感じられる大阪をめざす

・スポーツは、健康の保持・増進にとどまらず、人と人とのつながりや生きがい、地域への愛着を育むなど、一人ひとりの豊かな人生の実現に大きな役割を果たす。
・また、スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動や、スポーツを通じた交流（「あつまる」「つながる」）は、人々に楽しさや感動をもたらし、心身の充実感と幸福感へとつながる。
・本府では、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツを活かした交流やにぎわいの創出を推進することで、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人がウェルビーイングを実感できる大阪の実現をめざす。
・なお、スポーツとの関わり方は多様化しており、人との交流や仲間づくりを楽しむ人だけでなく、自分のペースで心身の健康づくりやリフレッシュを目的としてスポーツに取り組む人も増えている。
・本府では、人とつながることを楽しむスポーツだけでなく、一人でも気軽に取り組めるスポーツや身体活動も含め、多様なスポーツ参加の形を尊重する。

1の柱 誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪をめざす

・スポーツは、心身の健康や生きがい、人とのつながり形成などに寄与するものであり、豊かな人生を送るうえで重要な役割を担っている。
・そのため、ライフステージや障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しめる環境の整備が必要である。
・本府では、身近な地域で気軽にスポーツに参加できる機会の充実や多様なニーズに応じたスポーツ環境の整備を進めることで、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、や、人とのつながりや地域の活力を育み、健康で心豊かな生活を送ることができる持続可能な地域社会の実現をめざす。

2の柱 スポーツにより世界中の人が集まる大阪をめざす

・スポーツは、人々を惹きつけ、地域に活力とにぎわいを生み出す大きな力を持っている。
・国際大会をはじめとした大規模スポーツイベントの開催に加え、大阪の豊かな観光資源や文化、食とスポーツを組み合わせた取組は、国内外から多くの人々を呼び込み、新たな交流や地域の魅力向上につながる。
・本府では、スポーツツーリズムの推進やスポーツを核とした地域の魅力発信を通じて、世界中から多くの人々が集い、交流することのできる大阪の実現をめざす。

2 スポーツに係る言葉の定義

本計画におけるスポーツ関連用語の統一的な理解を図るため、以下のとおり定義する。

用語	定義
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態。短期的な幸福のみならず、生きがい、人生の意義などのみならず、個人を取り巻く持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。
ここスポ	毎日の生活の中で気軽にスポーツを楽しむために役立つ情報をまとめた、スポーツ庁が運営するポータルサイト。
スタジアム・アリーナ	プロスポーツを始めとする「みるスポーツ」の価値や潜在力を最大化させる舞台であるとともに、ライブコンサートやMICE（コンベンション、展示会、企業イベント等のビジネスイベント）等の多目的利用を通じて、定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催でき、地域のシンボルともなりうる集客施設。
スポーツ	身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え精神的充足をもたらすものである。スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）においてスポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされている。競技スポーツのみならずレクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の身体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の身体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動や、モータースポーツなどの観るスポーツなども含まれる。いずれにしても、スポーツに関する活動は、基本法の理念に基づいて実施される必要がある。
スポーツ・健康まちづくり	スポーツや運動を通じて、交流人口の拡大や、誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備等に取り組むことによって、スポーツを活かして他の分野における地域課題の解決、多様性を尊重する社会づくりや地域経済の活性化等を図っていく取組。
スポーツコンプレックス	「その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリア」を指す概念。
スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化	身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいように作られたデザインの推進。
スポーツ実施率　スポーツ実施時間	スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」に基づくスポーツの実施率　実施時間。

スポーツホスピタリティ	スポーツ観戦と合わせて地元食材を使った独創性溢れる料理やお土産 試合前後の選手等との交流や音楽・映像等のエンターテインメント、ストレスのない入退場等といった付加価値の高いサービス提供を行うこと。
スポーツを通じた「健康インフラ」の構築	「運動・スポーツを活用して経済成長を支える心身の健康の保持・増進の基盤」として整理し、運動・スポーツが持つ心身の健康増進や生産性向上という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮と生産性の維持向上、現役期間の拡大を図る。
総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）	子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度により、地方自治体等とのパートナーシップを構築し公益的な事業体としての役割をはたしていくための要件を満たしたクラブを「登録クラブ」、法人格を有し、部活動の地域展開や障碍者のスポーツ推進といったタイプ別の認証基準を具備していると認められた登録クラブを「認証クラブ」として認定を行っている。
パラスポーツ	障がいのある人のために考案されたスポーツや、ルール・用具等を工夫することで障がいのある人が参加できるスポーツ、また、障がいの有無にかかわらずともに楽しむことができるスポーツを総称する言葉。ボッチャのように障がいのある人のために考案されたスポーツや、陸上競技や水泳等のようにルールや用具等を工夫して実施されるスポーツが含まれる。また、パラスポーツには、パラリンピック競技だけでなく、聴覚障がい者スポーツ（デフスポーツ）や知的障がい者スポーツ等も含まれる。
地域スポーツコミッション	地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。
ライフパフォーマンス	「困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力」として整理。
レクリエーショナルスポーツ	スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動。「参加型スポーツ」、「市民スポーツ」などとも呼ばれる。

3 「目標値」等の設定

・本計画においては、「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わり方を通じて、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる社会の実現をめざす。そこで、施策の成果を総合的に把握する指標として、「スポーツに参画（する・みる・ささえる）した府民の割合」を設定する。

・本指標は、運動・スポーツの実施にとどまらず、観戦や応援、ボランティア、指導、運営など広く府民の関与を捉えるものである。こうした多様な参画は、身体的な健康の保持増進のみならず、人とのつながりの創出や自己実現の機会の拡大、シビックプライドの醸成など、精神的・社会的側面を含めたウェルビーイングの向上に資するものであり、スポーツの持つ多面的な価値を社会全体で共有する観点から極めて重要である。

・特に、「する」スポーツは体力向上や生活習慣病の予防といった身体的健康に寄与し、「みる」スポーツは感動や共感を通じた心理的充足や活力の向上をもたらす。また、「ささえる」スポーツは、社会参加の機会や役割意識を育み、人と人とのつながりを強化することで、地域コミュニティの活性化や包摂性の向上に寄与する。このように、スポーツへの多様な関わりは、府民一人ひとりの生活の質を高めるとともに、持続可能で活力ある社会の形成にもつながる。
・目標値については、すべての府民が何らかの形でスポーツと関わり、その恩恵を享受できる状態を理想とし、「100%」と設定する。これは、スポーツを特定の者に限られた活動とするのではなく、年齢、性別、障がいの有無、ライフスタイル等にかかわらず、あらゆる府民にとって身近で不可欠な社会基盤として位置付けるものである。

【目標値】

指標	目標値	達成をめざす時期
スポーツに参画（する・みる・ささえる）した府民の割合	100%	令和13年度末

・本計画においては、前述の「スポーツに参画（する・みる・ささえる）した府民の割合」を主指標とするが、その達成に向けた取組の効果や進捗をより多角的に把握するため、複数の参考指標を設定する。
・スポーツへの参画は多様であり、その広がりや質、さらには府民の意識や行動変容を適切に捉えるためには、単一の指標のみでは十分とは言えない。このため、「する」「みる」「ささえる」の分野ごとの実態や、参画頻度、継続性、満足度、さらにはウェルビーイングの向上実感などを補足的に測定し、施策の効果検証に活用する。

【参考指標(案)】

参考指標	参考値	出典
「体育の授業で、運動やスポーツに取り組むときに自ら「やってみたい」と思うときがある」と答える児童・生徒の割合		スポーツ庁調査
「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合		スポーツ庁調査
休日の学校部活動の地域連携・地域展開を行っている市町村数		大阪府調査
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率		スポーツ庁調査
成人の年1回以上のスポーツ観戦率		スポーツ庁調査
成人の年1回以上「運動・スポーツをささえる活動」を行った割合		スポーツ庁調査
スポーツを通じた「つながり」で「充実感」「幸福感」を感じた割合		大阪府調査
大阪府障がい者スポーツ大会における参加者数		大阪府調査
「スポーツ大阪」へのセッション数		大阪府調査

大阪スポーツプロジェクト公式 SNS（X・Instagram）のフォロワー数		大阪府調査
大阪府にゆかりのある主なスポーツチームの年間主催試合での観戦者合計		大阪府調査
大阪マラソンの外国人エントリー数		（一財）大阪マラソン財団調査

第3章　1の柱　誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる大阪の実現

1　ライフステージに応じた機会の提供

【目標】

世代ごとに途絶えることのないよう、子ども期から運動・スポーツが楽しいと感じ、運動・スポーツを続けたいと思えるような取組みを通して、一人ひとりが自分にあった運動・スポーツを継続できることをめざす。

（1）現状・課題

（ア）子ども期（～17 歳）

・生活習慣の変化が運動習慣に影響を与える要因の一つと考えられる。特にスクリーンタイムが長い児童生徒ほど運動時間が短い傾向にある。また、幼児期からの運動習慣形成には、保護者等の意識、行動が大きな影響を及ぼすことからも、親子で運動・スポーツを楽しめる機会を提供する必要がある。
・少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じていることから、部活動の地域展開が求められている。
・18～24 歳の期間においてスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向があることから、子ども期からスポーツを楽しいと感じる機会を提供し、生涯にわたりスポーツを継続したいと感じる子どもを増やしていく必要がある。

（イ）子育て・働き盛り期（18～59 歳）

・20～50 代のスポーツ実施率は 40%台にとどまり全世代平均を下回っていることから、子育て・働き盛り世代のスポーツ参加促進が必要である。
・女性　20～40　代の実施率は全国平均を下回っており、家事・育児等と両立しながら参加しやすいスポーツ環境づくりが求められる。
・全年代別においてスポーツ実施希望率が実施率を上回っていることから、スポーツをしたいという意向を実際の行動につなげる取組が必要である。
・スポーツを実施しない理由として「仕事が忙しいから」「家事が忙しいから」が多いことから、生活スタイルに応じて気軽に取り組める機会の創出が求められる。

（ウ）高齢期（60 歳～）

・60～70 代のスポーツ実施率は比較的高い水準にあることから、その習慣を継続できる環境づくりが必要である。
・高齢者の運動・スポーツ実施増加の理由として「健康になったから」「場所や施設ができたから」「運動・スポーツが好きになったから」が多いことから、健康への取組に加えて、身近な運動環境の整備が必要である。
・国の第4期スポーツ基本計画において、レクリエーショナルスポーツ、パラスポーツ、e スポーツなどは、高齢者にも実施可能で心身の健康維持に効果的であることが示されている。
・また、運動・スポーツを実施した理由として「健康のため」が多いことから、スポーツによる健康増進につながる取組の拡充が必要である。

（2）施策の方向性

（ア）子ども期（～17 歳）

・スポーツに触れる機会や環境づくりを進め、スポーツの楽しさを体験することが重要であり、そうした体験が途切れないよう工夫することが必要。幼少期からのスポーツ体験において重要な学校教育の場における体育や運動部活動に加え、身近な場所でスポーツに触れる機会を確保・充実し、体力の向上、心身の育成、スポーツに対する関心の向上に取り組む。
・第2次大阪府教育振興基本計画（令和5年3月策定）において、基本方針に「運動への興味関心の向上と運動により体力づくりの推進」が、重点取組に「豊かな心と健やかな体の育成」が、それぞれ掲げられており、これらに基づく取組を進める。
・運動部活動については、将来にわたる子どもたちのスポーツ活動の機会の確保、充実等を図るため、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）を踏まえ改訂した、「大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和8年8月）に基づき地域の実情に応じた部活動改革を進める。

（具体的な取組例）

- 府内の小学校・支援学校へのオリンピアン・パラリンピアン等トップアスリートの派遣

  オリンピック・パラリンピック等での体験談を聞くことや、指導力等を活かした実技指導を直接受けることにより、スポーツの魅力を知り、スポーツを楽しみながら学ぶ体験ができるよう、府内の小学校・支援学校へオリンピアン・パラリンピアン等トップアスリートを派遣する取組を進める。

- 子どもや親子がともに楽しめるスポーツ体験イベントの実施

  共有する体験を持つことが豊かな人間性を養うにあたって重要で、次世代の育成には保護者のスポーツに対する理解促進が欠かせないと考えられることから、トップスポーツチーム等と連携し、子どもや親子がともに参加できるスポーツ体験イベントを実施し、スポーツの楽しさを共有できる時間と場所を提供する。

- 学校における体育活動の充実と体力の向上

  小・中学校において「体力づくり推進計画」の策定を推進し、児童・生徒の体力づくりに向けた検証改善サイクルを確立するとともに、教員研修や外部指導者の活用等による体育授業の充実や運動部活動の活性化を図る。

  さらに、運動部活動及び地域クラブ活動指導者を対象とした研修の実施等により指導者の資質向上に取り組む。

（イ）子育て・働き盛り期（18～59 歳）

・「する」「みる」「ささえる」いずれにおいても、自分に合った形で、忙しい毎日の生活の中、気軽にスポーツに触れることができるよう、様々なスポーツ情報の発信をはじめ、スポーツを楽しめるきっかけとなる機会や環境づくりに向けた取組みを進めていくことが必要である。

・子育て・働き盛り期を対象とした取組にあたっては、当該世代の健康をスポーツで支える視点をもつ必要がある。その際、健康の保持増進、生活習慣病の予防の観点等からも、スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援を検討する等、民間企業等と連携して取組を進める。

（具体的な取組例）

➢ 運動指導を組み合わせた体力測定会の実施

スポーツへの参加促進と健康づくりを両立させた取組として、多くの府民が気軽に参加できる大型商業施設等において、3～5種からなる基本的な体力測定を実施するとともに、測定結果をもとにトレーナーが運動に関する指導・助言を行う。

あわせて、スポーツへの参加と健康づくりを促進するため、自宅等で測定できるよう、体力測定のオンライン化にも取り組む。

➢ 子どもや親子がともに楽しめるスポーツ体験イベントの実施

働き盛り、子育て世代が、忙しい日常生活の中で、スポーツを楽しむ機会を創出できるよう、例えば、子育ての一環として、親子で気軽に参加できるスポーツ体験イベントを実施し、子どもとのかかわりをきっかけにスポーツに参加できる取組を進める。

➢ 民間企業等と連携した普及啓発

「身体活動・運動」に取り組む意義や手法等を効果的に周知・PR できるよう、民間企業、保険者、保健医療関係団体等との連携により、ライフステージに応じた広報媒体等による普及啓発を行う。

（ウ）高齢期（60 歳～）

・個々の高齢者が生きがいを感じ安心して暮らすことができることに加え、少子高齢化といった社会全体の課題に対応するという視点から、スポーツを通じた介護予防や健康づくりに取り組む。
・スポーツと健康づくりを重要な視点として、高齢者が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる機会や環境を提供することが必要である。
・一生涯にわたり、健康で活き活きと過ごすことができる生活の実現には、若い世代から習慣的にスポーツをすることに加え、高齢者がスポーツを楽しみ、介護予防や健康の保持増進につなげていくことがともに重要である。
・心身の状況等に応じて、自分に合った形で、無理なくスポーツを継続していくこと、あわせて、スポーツを通じて高齢者が他の世代と触れ合い、ともに楽しむことで、地域での居場所や生きがいを創出するという観点から取組を進める。

（具体的な取組例）

➢ 高齢者もともに楽しめる機会の充実

体力測定会やスポーツ体験イベントにおいて、無理なく気軽に測定できるコースの設定等、工夫をこらすことにより、高齢者が他の世代とともにスポーツを楽しめる機会づくりに取り組む。

- ねんりんピックへの選手派遣

  ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手派遣事業等を通じて、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進する。

- 運動プログラムの開発等による高齢者の運動不足の解消

  市町村や地域等との協働による運動プログラムの開発・実践や高齢者サロンにおける健康づくりの場等を提供し、高齢者の運動不足の解消を促進する。

2 スポーツに親しむ機会の創出による心身の健康

【目標】

スポーツに親しむ機会を創出することで、心身の健康の維持向上をめざす。

（1）現状・課題

・運動・スポーツを実施した理由として「健康のため」が多いことから、健康づくりの手段としてスポーツの価値をさらに発信していく必要があるとともに、「体力維持・増進のため」や「運動不足を感じるから」も多いことから、誰もが無理なく継続できる運動機会の充実が必要である。
・全性別・年代別において運動・スポーツ実施希望率が実施率を上回っていることから、スポーツへの関心を継続的な実施につなげる仕組みづくりが必要である。
・スポーツを実施しない理由として「面倒くさいから」が上位を占めていることから、日常生活の中で気軽に取り組める環境整備が必要である。

（2）施策の方向性

・誰もが、生涯にわたり、健康で活き活きとした生活を送ることができるよう、スポーツによる健康づくりに重点的に取り組む必要がある。
・スポーツと健康づくりを進めるにあたっては、スポーツが生活の中に定着し、府民誰もが自然とスポーツを楽しみ、日々の生活を送ることが健康づくりにつながっていることが理想の姿と考える。
・スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代について、当該世代の健康をスポーツで支えるため、一日の大半を過ごす職域での取組が重要となることから、理解啓発等において、企業への働きかけを行い、企業における理解の促進が求められる。
・スポーツと健康分野等が緊密に連携して取組を行うことが必要である。具体的には、習慣的に自宅等でできるスポーツの普及を進めるとともに、府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」の活用、企業への働きかけ、事例発信等において健康分野等と連携し、スポーツによる健康づくりに取り組む。

（具体的な取組例）

- スポーツイベントにおけるスポーツと健康づくりが連動した理解啓発

  スポーツと健康分野双方からの理解啓発を行うため、トップアスリートが参加するスポーツ体験イベント等を、「アスマイル」アプリの健康イベント参加ポイント対象とする等、府民が楽しみながら、スポーツと健康づくりに取り組める活動を推進する。

3 スポーツ環境づくりによる共生社会の実現

【目標】

障がいの有無、年齢、言葉、文化の違いを超えたスポーツの持つ多様な「楽しさ」をいかした交流の場づくりや、コミュニケーションの活性化等による共生社会の実現をめざす

（1）現状・課題

・障がいの有無、性別、年齢、国籍、言語、文化的背景等にかかわらず、誰もがスポーツの魅力を体験し、ともに楽しむことができる機会の充実を図る。
・パラスポーツの裾野を広げていくためには、障がいのない人に対しても、パラスポーツの魅力を伝えていく必要がある。
・スポーツを実施しない理由として「仕事が忙しいから」「面倒くさいから」「家事が忙しいから」が上位を占めていることから、府民にとって身近な場所で、気軽にスポーツにアクセスできることが必要である。
・府内には、宿泊施設や商業施設、交通インフラ等の都市機能と、山・川・海をはじめとする豊かな自然環境、さらには食や観光資源など多様な地域資源があり、これらを活かし、府民が身近な場所で気軽にスポーツにアクセスして、習慣的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む必要がある。

（2）施策の方向性

（ア）パラスポーツの推進

・障がい者のスポーツの拠点となる施設の運営・利用促進とともに、実際に見て、触れる機会を提供することで、スポーツへの理解と関心を高められるような取組を進める。
・その際、障がい者本人にとって、実際に見て、触れる機会が大切であることから、スポーツの魅力を体験できる機会や利用できる施設等の情報をわかりやすく適切な方法で伝えていく。
・パラスポーツの裾野を広げていくためには、障がいのない人に対しても、パラスポーツの魅力を伝えていく必要がある。このため、パラスポーツの情報発信や理解の促進にあたっては、障がい者本人だけを対象とするのではなく、幅広く行っていくことが求められる。（パラスポーツにデフスポーツが含まれる旨注釈で記載する）
・施設の運営や利用促進にあたっては、施設のバリアフリー化やわかりやすい案内表示の設置等ハード面の整備とともに、障がい者やパラスポーツへの正確な理解のうえに、障がい者への合理的な配慮をはじめ、情報発信や応対に際して、適切な配慮を行っていく等、ソフト面の整備が求められる。
・トップスポーツチーム等と連携したスポーツコミッションによる取組やスポーツツーリズムの推進にあたっては、パラスポーツの推進という視点をもって、事業内容を検討し、取り組む。
・障がいの有無や身体機能の違いにかかわらず、それぞれの状況に応じてスポーツの価値を享受できる環境づくりを進める。

（具体的な取組例）

- 府内の小学校・支援学校へのパラリンピアン等の派遣

  パラリンピック等での体験談等を直接聞くことや、実技指導を直接受けることを通じ、子ども達が障がい者スポーツに対する理解を深め、スポーツをともに楽しみながら学ぶ体験ができるよう、府内の小学校・支援学校へパラリンピアン等を派遣する取組を進める。

➢ 府立障がい者交流促進センターや府立稲スポーツセンターの施設運営・有効活用

障がい者スポーツの重要な拠点として、府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や府立稲スポーツセンターの施設運営・有効活用、施設情報の見える化を通じ、障がい者がスポーツを楽しめる活動を支援する。

➢ 大阪府障がい者スポーツ大会の開催、全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣

障がい者スポーツの参画人口の拡大、競技力の向上を図るため、大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会へ選手団を派遣する。

（イ）地域でスポーツを楽しむ環境づくり

・障がいの有無、性別、年齢、国籍、言語、文化的背景等にかかわらず、誰もがスポーツに参加し、ともに楽しむことができる環境づくりを進める。
・府民が身近な場所で気軽にスポーツにアクセスして、習慣的にスポーツを楽しめるよう、よりよい環境づくりに取り組むことが求められる。
・スポーツへのアクセスにあたっては、物理的に近い距離にあることが望ましいが、すべての人の身近な場所に多様な施設を整備することは困難であるため、市町村やスポーツ団体等と連携しながら、府立門真スポーツセンターや府立体育会館等既存施設の適切な維持管理・有効活用を図っていくとともに、これらの施設や体験イベント等のスポーツ情報へのアクセス向上を図ることが重要である。
・スポーツの楽しさや魅力にふれ、スポーツに対する関心を高めることで、スポーツにかかわることへの心理的なハードルを下げることも必要である。また、次世代アスリート養成を含めた競技力の向上を図るためには、高い競技力を備えたトップアスリートのパフォーマンスに触れて、スポーツの魅力を体験できるという点が重要であることから、トップアスリートと触れ合える機会を積極的に創出する。
・地域でスポーツを楽しむ環境づくりには、スポーツをささえる組織と人材が、ともに必要であり、各市町村スポーツ推進委員が連絡調整を行い市町村やスポーツ団体等と連携しながら、地域でのスポーツ活動を推進していく。
・地域スポーツの担い手で、地域でスポーツを楽しむ場である総合型地域スポーツクラブの支援、府施設をはじめ地域にある様々なスポーツ関連施設の有効活用・施設情報の見える化、ささえる人材の育成等の環境づくりに取り組んでいく。
・レクリエーショナルスポーツやパラスポーツに加え、ｅスポーツなどのデジタル技術も活用し、障がいの有無や年齢、国籍等に関わらず、参加できる交流機会の創出を図り、共生社会の実現につなげる。

（具体的な取組例）

➢ 総合型地域スポーツクラブを通じた地域スポーツの活性化

国、市町村、スポーツ団体等と連携し、地域スポーツ活性化の担い手となる総合型地域スポーツクラブに対し、質の向上等に向け、活動の支援を行う。

➢ 地域や家庭でスポーツを楽しむ機会の充実

・学校体育施設のスポーツ活動への開放や地域スポーツクラブの育成・活用など、地域や家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やす取組を進める。

➢ スポーツボランティアの普及・定着

・大規模スポーツイベントや障がい者スポーツイベント等をささえる体験を通じて、府民にスポーツボランティアの精神を普及・定着させ、研修等により、登録ボランティア組織等の質の向上、育成を図る。

4 スポーツコミッションによる生涯スポーツの推進

【目標】

民間・地域と連携した持続可能なスポーツ提供体制をめざす。

（1）現状・課題

・スポーツ庁では、「地域スポーツコミッション」を、地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織と位置付け、スポーツと各種の地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組を推進するものとしている。

・府内には、トップスポーツチーム、国際的、全国的なスポーツ大会の会場となる大規模なスポーツ施設、サイクリングやアウトドアスポーツが楽しめる自然環境、大阪マラソンといったスポーツイベント等様々の魅力的なスポーツ資源が存在する。また、スポーツ用品製造業等スポーツ産業の集積があり、スポーツは大阪の大きな強みとなっている。

（3）施策の方向性

・大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）では、トップスポーツチームや企業等との連携により、トップアスリートとともにスポーツを楽しみ、直接指導を受けられる体験教室や、企業の技術力を活用し、VR等のスポーツを楽しめる体験型イベント等、様々な魅力的なコンテンツを創出する。

・大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）の取組を通じ、府民のスポーツに対する関心を一層高め、スポーツを楽しめる時間と場所を提供し、生涯スポーツを推進する。

・魅力的なコンテンツの創出にあたっては、ボッチャ等のパラスポーツを取り入れ、また、パラスポーツ以外のスポーツと組み合わせることで、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツの魅力に触れることができる機会をつくり、共生社会の実現に取り組んでいく。

（具体的な取組例）

➢ 大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）による生涯スポーツの推進

・スポーツ実施のきっかけづくりとして、トップアスリートのパフォーマンスや指導を通じスポーツの楽しさを体感できるスポーツ教室・体験イベントの開催

・同一の場で複数のトップスポーツチームの公式戦を観戦できる、ハイレベルなスポーツの楽しさに触れる機会の提供

・スポーツチームの競技施設を活用した地域との交流事業の実施

第4章 2の柱 スポーツにより世界中の人が集まる大阪の実現

Ⅰ 大規模スポーツイベント等の開催による賑わい創出

【目標】

大阪・関西万博のレガシーを継承し、国際大会などの大規模スポーツ大会の開催等により、高まる観光需要を取り込み、さらなる交流人口の拡大を図ることで、地域経済活性化をめざす。

（1）現状・課題

・テレビ・インターネットによるスポーツ観戦率は 61.8%と高い一方で、現地観戦率は 22.8%にとどまっていることから、現地観戦の機会創出が求められる。
・「みる」スポーツの参加率は「する」スポーツを上回っていることから、観戦をスポーツ実施につなげる取組が必要である。
・観戦理由として「そのスポーツが好きだから」が多いことから、特定のスポーツを好きになるような取組が必要である。
・大規模スポーツイベントの開催効果を一過性のものとせず、継続的なスポーツ参加や地域活性化を促進し、今後開催される大規模スポーツイベントの成功へとつなげていく必要がある。

（3）施策の方向性

・大規模な国際スポーツイベントであるワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催を契機として、世界中から競技参加者や来訪者を呼び込み、大阪の魅力を国内外へ発信するとともに、交流人口の拡大や地域の賑わい創出につなげる。
・また、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西への参画や交流を通じて、府民が国際スポーツ大会に触れる機会を創出するなど、大阪・関西万博で培われた共創の理念を継承しながら、地域への愛着や府民であることへの誇り（シビックプライド）の醸成を図る。
・さらに、大会運営やボランティア、地域イベント等への府民参加を促進することで、大会の効果を一過性のものとせず、スポーツを通じた持続可能な地域づくりへつなげる。
・世界中から集まる多様な人々との交流やトップレベルの競技に触れる機会を通じて、府民がスポーツの価値や魅力を実感し、スポーツへの関心や参画意欲を高める契機とする。
・また、国際大会の開催効果を一過性のものとせず、開催後もスポーツツーリズムや地域イベント等へつなげることで、継続的な誘客と地域活性化を図る。

（具体的な取組例）

- 大阪マラソンの開催

大阪マラソンを活用し、スポーツ振興、地域活性化及び大阪の都市魅力の向上・発信を推進するとともに、関係機関と連携しながら安全・安心な大会運営と法人の自立的・安定的な運営体制確保を図る。

- 大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業

大阪のスポーツツーリズムの推進、都市ブランドの確立をめざし、国際大会をはじめとする大規模スポーツ大会の誘致、開催を行う競技団体等を支援することで賑わいを創出する。

2 多様な地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進

【目標】

スポーツを核とした事業により、国内外から人を呼び込む。

（1）現状・課題

・大阪都市魅力創造戦略 2030 において、「スポーツによる活力あふれる都市」がテーマのひとつであり、世界的なトップアスリートのパフォーマンスを「みる」機会やスポーツを「する」機会の提供、大阪の地域資源を生かしたスポーツツーリズム等により、活力あふれる都市をめざすこととしている。
・出張で訪れた後でスポーツ観戦をする、大阪マラソンに参加した翌日に観光名所を巡る、ハイキングとスポーツ観戦のように複数のスポーツを楽しむなど、人々が滞在時間を延ばし、多様な観光行動をとれるよう促す仕組みづくりが必要である。
・大阪・関西万博はシビックプライドが醸成された代表的な事例であり、多様なステークホルダーや府民が共に作り上げている点が大きな特徴である。府民が一緒に作り上げる共創性が重要であり、人を呼び込むだけでなく、地域の価値を高めるという観点から、共創の視点を施策に反映させることが求められる。
・これまで大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）を中心として、市町村や大阪観光局等、多様な主体と連携しながら、様々な形のスポーツツーリズムの推進に取組んできた。今後は、大阪スポーツコミッションの取組に加え、国際大会をはじめとする大規模スポーツ大会やスポーツを軸としたさまざまなイベントの開催など、スポーツツーリズムの一層の推進を図る必要がある。

（2）施策の方向性

・大阪市内に集積するスポーツ・観光・エンターテインメント機能と、府域に広がる山・川・海などの豊かな自然環境を活かし、観光、食、健康等の地域資源とスポーツを融合させたスポーツツーリズムを推進する
・国際大会をはじめとする大規模スポーツ大会や大阪マラソン等の開催などにより、国内外からの誘客を促進し、大阪の都市魅力を発信する。
・誰もが気軽に参加できるアウトドアスポーツイベント等を実施し、スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化を図る。
・非日常感のあるスポーツイベントを開催するなど、府が有する多様なスポーツ資源を活かした、「みる」スポーツから「する」スポーツまで様々なスポーツ機会の提供により大阪の都市ブランド力の向上を図る。

（具体的な取組例）

- 地域資源を組み合わせたスポーツツーリズムの推進

  スポーツやその他の地域資源を組み合わせ、サイクル等ツーリズムルートを活用したイベントを実施することで、大阪の都市魅力を発信する。

- アウトドアスポーツによるスポーツツーリズム推進事業

府が有する資源を活かし、ファミリー層やシニア世代を中心に、誰もが気軽に参加できるような運動強度の低いアウトドアスポーツイベントを複数回実施することで、生涯スポーツ振興を図るとともに、スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化を図る。具体的には、マラニックやロゲイニングのように地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムを実施することで、府外からの誘客促進及び交流人口拡大による地域経済の活性化を目指し取組を行う。

3 スポーツによる活力あるまちづくり

【目標】

民間・地域と連携した持続可能なまちづくりを推進する。

（1）現状・課題

・大阪都市魅力創造戦略 2030 において、大規模アリーナ・スタジアムを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点形成に取り組むこととしている。

（3）施策の方向性

・大阪・関西万博で培われた共創の理念のもと、多様な主体との連携によりスポーツを生かした地域の魅力を創出・発信し、交流人口の拡大を図る
・大規模アリーナ・スタジアムを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ等の拠点形成に取り組むことでスポーツによる活力あるまちづくりをめざす。
・トップスポーツチーム等と連携した試合観戦や、チームの競技施設等を活用したイベント等、多彩なコンテンツの創出により、活力あるまちづくりを推進する。
・大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）を中心として、市町村、大阪観光局、スポーツ団体、民間事業者等と連携し、スポーツツーリズムの推進や地域活性化、交流人口の拡大に取り組む。
・御堂筋をはじめとする都市空間や公園・河川空間など大阪が有する多様な都市基盤・自然環境を活かし、誰もが歩き、集い、身体を動かしたくなる環境づくりを進めることで、スポーツ・健康まちづくりを推進する。

（具体的な取組例）

- トップスポーツチーム等と連携した多彩なコンテンツの創出

  トップスポーツチーム等との連携により、チームの試合観戦や競技施設等を活用したイベントと観光を組み合わせたモデルツアーの企画、検証を行い、多彩なコンテンツを創出する。

- 市町村や大阪観光局等と連携したスポーツツーリズム情報の発信

  スポーツツーリズムを楽しめる観光名所、ルート、マップ等の情報を市町村や大阪観光局等と連携して発信することでスポーツツーリズムのきっかけとする。

4 産業連携等によるスポーツを通じた地域の活性化

【目標】

スポーツ産業の振興と他産業との連携による新たなビジネス創出を通じて、スポーツ市場の拡大をめざす。

（1）現状・課題

・府内では、スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として国から2拠点が選定されている。

・府内には、トップスポーツチームや施設等豊富なスポーツ資源とスポーツ用品製造業等スポーツ産業の集積に加え、高い技術力やアイデアを有する企業が数多く存在しており、府内外の様々な企業と連携することで、スポーツ市場の成長ができる土壌がある。

（3）施策の方向性

・スポーツ産業振興の取組を推進する大阪商工会議所等多様な主体との連携を強化し、他産業との融合による新たなビジネスを創出する。

・トップスポーツチームや企業等と連携し、試合観戦と組み合わせた地域周遊プログラムの広域展開などにより地域の活性化を図る。

（具体的な取組例）

- 大阪商工会議所との連携強化、他産業との融合による新たなビジネス創出の促進

「スポーツハブKANSAI」を展開する大阪商工会議所との連携を強化し、行政がコーディネーターの役割を果たして、例えば、スポーツと健康づくり等において、トップスポーツチームと健康・ICT 等他産業との事業連携を推進し、スポーツの魅力と価値を高めるビジネス、スポーツを活かした新たなビジネスの創出の双方を促進していく。

- トップスポーツチームや企業等との実証実験の推進

地域活性化への貢献や新たなファン獲得をめざすトップスポーツチームや技術力を有する企業等と連携して、例えば、エコなシェアサイクルの活用など、スポーツ観戦に新たな価値を付加し、魅力の向上を図るとともに、スポーツを通じて環境や交通問題にも取り組むモデルケースの実証実験を実施し、取得データの分析を通じ、本格展開を検討していく。

第5章　スポーツ施策の推進体制等の強化

1　情報発信の強化

・計画自体の幅広い周知
・「スポーツ大阪」への情報集約
・パラスポーツや健康づくり等関連情報とのリンクによる情報の一元的な発信
・トップスポーツチームや大阪観光局等の関係機関との連携
・魅力的なコンテンツの作成や SNS の活用による府民への情報発信の推進

2　連携体制の強化

（1）庁内の連携体制の強化
・スポーツ担当部局をはじめ、大阪府スポーツ施策推進会議の場等を活用し、関係部局が連携して施策を推進

（2）外部との連携強化
・大阪スポーツコミッションの取組を中心として、市町村、経済団体、大学、企業、医療・健康関係団体等の多様な主体と連携し、スポーツ施策を推進する。
・特に、高齢者や運動に不安を抱える人が安全にスポーツへ参加できるよう、医療関係機関や保健医療関係者と連携し、健康づくりとスポーツ振興を一体的に推進する。

3　財源の確保

・計画に基づくスポーツ施策を確実に実施していくため、安定的な財源の確保が図られるよう努めるとともに多様な財源のあり方について検討を行う

参考資料

作成中

大阪府 府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課
〒559−8555 大阪市住之江区南港北1−14−16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37 階
TEL 06(6210)9040／ファックス 06(6210)9325

資料2

■第4次大阪府スポーツ推進計画策定に向けたスケジュール

	令和7年度						令和8年度											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第4期スポーツ基本計画（スポーツ庁）		スポーツ審議会総会11月28日（河合長官より諮問）	スポーツ基本計画部会 11月28日、12月4日、10日、22日 ・関係団体からのヒアリング	スポーツ基本計画部会 1月23日、3月18日、5月29日、6月29日						スポーツ審議会総会7月28日（中間報告案を決定）	パブコメ8月21日～26日		スポーツ審議会総会（第4期計画の答申）	スポーツ推進会議（関係省庁に第4期計画案を協議、意見交換）	大臣決定・官報告示			
				スポーツ推進会議 1月13日、7月7日														
			健康スポーツ部会 12月18日、1月29日、2月17日、3月17日、5月20日、6月26日															
第4次大阪府スポーツ推進計画				第1回大阪府スポーツ推進審議会1月23日（諮問）	委員委嘱	第1回部会3月4日（現行計画の課題整理・次期計画の方向性）	関係団体からのヒアリング 4月6日、7日		第1回部会6月17日（意見整理・骨子案たたき台）		第2回部会8月26日（骨子案・答申案たたき台）		第1回大阪府スポーツ推進審議会10月7日（部会報告等）	第3回部会11月24日（答申案）	第2回大阪府スポーツ推進審議会（答申案審議・決定）	教育委員会会議1月18日（意見聴取）	計画案策定	パブコメ	策定・公表

○令和8年度 大阪府スポーツ推進審議会 委員一覧

新任		氏名	職名 任期	備考
	1	うえの ひとし 植野 均	大阪府都市教育長協議会 代表委員	富田林市教育委員会教育長
			[任 期] 令和7年12月3日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年12月3日
	2	おがわ まさこ 小川 眞佐子	(公財)大阪府レクリエーション協会 事務局次長	
			[任 期] 令和7年11月21日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月21日
	3	かねまる はやか 金丸 速香	大阪成蹊大学女子陸上競技部コーチ	
			[任 期] 令和7年4月1日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和5年4月1日
	4	きむら まさのり 木村 雅則	四天王寺大学 講師	
			[任 期] 令和7年11月20日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月20日
	5	こいけ ひろゆき 小池 弘之	大阪府障がい者スポーツ協会 事務局長	
			[任 期] 令和7年11月21日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月21日
	6	こばやし ひろたか 小林 博隆	大阪体育大学 准教授 スポーツ科学部 スポーツ科学科 体育科教育コース	
			[任 期] 令和7年11月25日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月25日
○	7	さの ひでとし 佐野 英利	大阪府市長会 副会長	岸和田市長
			[任 期] 令和8年6月8日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和8年6月8日
	8	しまな きよみ 島名 きよみ	関西福祉科学大学高等学校 教諭	
			[任 期] 令和7年11月20日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月20日
	9	ただ かずひこ 多田 和彦	大阪小中学校体育研究会 会長	藤井寺市立藤井寺北小学校 校長
			[任 期] 令和7年4月1日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和6年5月21日
	10	たなか ただかず 田中 忠一	大阪高等学校体育連盟 副会長	大阪府立阿武野高等学校長
			[任 期] 令和7年4月1日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年1月1日
	11	にしだ ちひろ 西田 知浩	大阪中学校体育連盟 会長	大阪市立花乃井中学校 校長
			[任 期] 令和7年11月20日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月20日
	12	ばば きみこ 馬場 貴美子	大阪府スポーツ推進委員協議会 副会長	
			[任 期] 令和7年11月22日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月22日
○	13	ひご よういちろう 肥後 洋一朗	大阪府議会 教育常任委員会 委員長	
			[任 期] 令和8年6月5日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和8年6月5日
	14	まつもと やすゆき 松本 恭幸	(公財)大阪府スポーツ協会 専務理事兼事務局長	
			[任 期] 令和7年11月20日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和7年11月20日
	15	もりしげ いちこ 森重 壱子	大阪府スケート連盟 理事長	
			[任 期] 令和7年4月1日～令和9年3月31日	当初委嘱年月日 令和5年4月1日

スポーツ推進審議会について

－スポーツ基本法抜粋－

（地方スポーツ推進計画）

第十条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条　都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる

（国の補助）

第三十三条　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

－以下一、省略－

二　その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

－以下２、省略－

３　国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条　地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条　国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

－以下省略－

（全部改正：平成 23 年法律第 078 号）

－大阪府スポーツ推進審議会条例抜粋－

（定数）
第二条　審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、二十人以内とする。
（任期）
第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（専門委員）
第四条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
２　専門委員は、大阪府教育委員会が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会議）
第六条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
（部会）
第七条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
２　部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。
４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
この条例は、公布の日から施行する。（公布日：平成 28 年 12 月 26 日）

－大阪府スポーツ推進審議会運営要領－

（趣旨）
第１条　この要領は、スポーツ基本法第３１条及び大阪府スポーツ推進審議会条例第１条の規定に基づき設置する大阪府スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。
（役員）
第２条　審議会に会長、副会長を置く。
２　会長、副会長は委員の互選により定める。
３　会長、副会長の任期は委員としての任期とする。
（役員の任務）
第３条　会長は審議会の会務を総理する。
２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
（会議）
第４条　審議会は会長が招集する。
２　審議会は在任委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することはできない。
（庶務）
第５条　審議会の庶務は府教育庁保健体育課において行う。
（部会）
第６条　大阪府スポーツ推進審議会条例第７条１項の規定により審議会に設置する部会に関する要領は、別途定める。
附則
この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から実施する。